

この書面は、旅行契約(含む旅行相談)が成立した場合契約書面の一部となります。
当社では、お客様からのご依頼によって国内旅行の手配又は、旅行相談を行う場合この「取引条件書」に記載された条件によってお引き受けいたします。
またこの「取引条件書」に記載のない事項については、標準旅行業約款によります。ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく係員にお尋ねください。

1. 申込金と契約の成立

- (1)ご旅行をお申し込みの際は、必要事項をお申し出のうえ、旅行代金の20%相当額の申込金を申し受けず。当社業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記載いただく場合もございます。申込金は、旅行代金、取消料等、お客様が当社にお支払いいただく金銭の一部としてお取り扱いいたします。旅行相談をお申し込みの際は、当社所定の手続きによりお申込み下さい。
- (2)お申込みいただくご旅行の契約(手配旅行契約)は、当社が契約の締結を「承諾」し申込金を「受理」したときに成立いたします。但し、乗車券類や宿泊券類などの単一の手配においては、口頭(お電話・WEB)によるお申込をお引き受けすることがあります。この場合、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。旅行相談契約は、当社が契約の締結を「承諾」した時に成立します。
- (3)上記2にかかわらず次の場合はお申込金の支払を受けることなく契約が成立します。
 - ①お申込金の支払を受けることなく、契約を締結する旨の書面を交付し、お客様へ到達したとき。
 - ②旅行出発日までご旅行代金と引き換えに旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面をお渡しする場合。(当社が契約の締結を承諾した時点で契約成立となります。)
 - ③与信等の理由によりお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、別表の取消料並びに下記の取消手続料金を申し受けず。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

2. お申し込み条件

- (1)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。(旅行契約成立後これらの状態になった場合も直ちに申し出ください。)あらかじめ当社からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (2)前号のお申し出を受けた場合、当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合や、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (4)20才未満の方は親権者の同意が必要です。
- (5)その他当社の業務上の都合があるときにはお申込をお断りする場合があります。

3. 旅行業務取扱料金

当社は、お客様のご旅行に伴ってお引受けする日程表・見積書の作成や必要な予約の手配・変更・取消・クーポン券類の発券・確認発券(お客様ご自身によるご予約を当社の責任において確認し、クーポンを発券すること)などに対して、以下の旅行業務取扱料金を申し受けず。

お引受ける内容	旅行業務取扱料金
①宿泊機関と運送機関・観光券・航空券等の複合手配の場合	ご旅行費用総額の20%以内 ※宿泊機関等・運送機関等・観光券等1件1手配につき500 円の合算額を下限とします。
②宿泊機関等を単一に手配する場合	宿泊機関等1件1手配につき費用の20%以内(下限500 円)
③運送機関等を単一に手配する場合	運送機関等1件1手配につき費用の20%以内(下限1,100 円) ※費用が5,500 円未満の場合は、取扱料金1,100 円申し受けず。
④観光券等を単一に手配する場合	観光券等1件1手配につき費用の20%以内(下限1,100 円) ※費用が5,500 円未満の場合は、取扱料金1,100 円申し受けず。
⑤変更の手続	当該変更・取消された宿泊機関・運送機関・観光券等に係る旅行費用の20%以内 ※宿泊機関等・運送機関等・観光券等1件1手配につき500 円の合算額を下限とします。
⑥取消の手続	
⑦お客様のご依頼により、緊急に現地手配・取消・変更等のために通信連絡を行った場合	通信連絡料金：1件につき500 円
⑧お客様の旅行計画作成のための相談	相談料／基本料金：30 分2,200 円(以降30 分毎に2,200 円)
⑨旅行日程表の作成	相談料金：1 件2,200 円
⑩旅行代金見積書の作成	相談料金：1 件2,200 円
⑪旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	相談料金：資料(A4版)1 枚につき1,100 円

- 上記の旅行業務取扱料金にお消費税が含まれています。
- お客様のご都合によってご旅行を中止される場合、クーポン券類をお引き渡される前・後にかかわらず、当社が当該旅行の手配・相談の一部または全部を終了している場合は、これに係る(1)～(11)の旅行業務取扱料金を申し受けず。
- (1)(3)(5)(6)の「運送機関等」とは、JRを除く航空券・私鉄・バス・フェリー等を指します。
- 変更・取消のお申し出は、お申込店の営業時間内でのみお引き受けいたします。
- ②③の変更・取消に係る旅行業務取扱料金は、宿泊機関・運送機関が定める取消料・払戻手数料等(別表)とは別に申し受けず。
- 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。

4. ご旅行代金

- (1)ご旅行代金は、ご旅行開始前の当社が定める期日までにお支払いいただきます。
- (2)当社は、契約が締結された後であっても、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改定、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

5. 旅行契約内容の変更

お客様から契約内容の変更があったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。また、次の料金を申し受けず。

- ①変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料・違約料(すでに航空券を発行している場合の払戻手数料を含みます。)
- ②当社所定の変更手続料金

6. 旅行契約の解除

- (1)お客様が旅行契約を解除するときは、以下の料金を申し受けず。
 - ①別表に掲げる旅行業務取扱料金
 - ②お客様がすでに受けた旅行サービスにかかる費用
 - ③お客様がまだ受けていない旅行サービスにかかる取消料・違約料その他旅行サービス提供機関に払う費用
 - ④前③の旅行サービスの手配の取消に係る取消手続料金
- (2)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときや、当社に対して暴力的又は不当な要求行為、脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合、また風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損又は業務を妨害する行為などを行った場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。
このときは、①(1)に規定されている料金を申し受けず。

7. 団体・グループ手配

- 同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者(以下「構成員」といいます。)がその責任ある代表者を定めて申込んだ旅行契約については、以下により取り扱います。
- (1)当社はお客様が定めた代表者(以下「契約責任者」といいます。)が構成員の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなして、当該旅行契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。
 - (2)当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務について何らの責任を負うものではありません。
 - (3)契約責任者は、契約締結後当社が定める日まで構成員の名簿を提出していただきます。契約責任者は、第9項による第三者提供が行われることについて、構成員本人の同意を得るものとします。
 - (4)契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後は、予め契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。
 - (5)当社は、契約責任者から構成員の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成員の変更によって生じる旅行費用の増減は構成員に帰属するものとします。
 - (6)旅行の運営はお客様ご自身で行なっていただきます。

8. 当社の責任と損害賠償・免責事項

- 〔手配旅行〕(1)当社の責任と損害賠償
- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者が故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。
- 但し、損害発生の日から起算して2年以内にお申出があった場合に限り、また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日より起算して14日以内に当社に対してご通知いただいた場合に、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)として賠償いたします。
- (2)免責事項
- 当社は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合は、前項の賠償の責任を負いません。
- ・天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止による損害・食中毒
 - ・お客様ご自身の故意または過失による損害・その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害
- (3)お客様の責任
- アお客様の故意または過失によって当社が損害を被った場合、当社はお客様より損害賠償を申し受けます。
- イお客様が本条件に反した行為を行った場合、不正・違法に当社のホームページを利用した場合、または真実かつ正確なデータが入力されていないと当社が判断した場合には、当社は事前の予告無く該当する未消化の予約を取り消すとともに当該のお客様が将来に渡って当社のホームページの利用をお断りする場合があります。また、当社はその理由について、一切開示義務を負いません。
- ウお客様は、上記イの行為によって当社に生じた一切の損害(当社が手配先等に負担した金員を含む)を賠償する責を負います。
- 〔旅行相談〕(1)当社の責任及び免責
- ・契約の履行にあたって当社の故意又は過失により、旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。但し、発生の日より起算して6ヵ月以内に通知があった場合に限り。
 - ・当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。
- 従って満員等で予約できなかったとしても当社は責任を負うものではありません。

9. 個人情報の取扱いについて

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。
- お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供しない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引渡できないことがあります。取扱いした個人情報は総合旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2)当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買い物等の便宜のために必要な範囲内で運送機関・宿泊機関等並びに土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、あらかじめ電子的方法等で送付することにより提供いたします。
- その他、当社は、当社が提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、特典・サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3)当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお問い合わせすることがあります。
- この個人情報はお客さまに疾病等があった場合で連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。
- お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)当社は、手配代行業務等において取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。
- この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預けます。
- (5)当社は、当社が保有するお客様個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様への連絡にあつた必要となる最小限の範囲のものについて当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込の簡素化、催し物内容のご案内、ご購入いただいた商品の発送のため、これを利用していただくことがあります。
- なお、お客様の個人データの開示・訂正・削除のお申出窓口については、株式会社スペースマネジメントのホームページ（<https://www.relo-kaigi.jp/privacy/>）をご参照ください。
- (6)当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

運送機関・宿泊施設の取消料・払戻手数料

- ・運送機関(航空券・私鉄・バス・フェリー等)の取消料は、各運輸機関の約款・規定によりします。(取消料には消費税が含まれています。)
- 払戻しは、発行日または利用日より1ヶ月以内に限ってご取扱いたします。
- ・宿泊 (1)お申し込みを取消された場合は、所定の取消料を申し受けます。宿泊確認証等をお持ちの場合、旅行代金から取消料と旅行業務取扱料金を引いた残額を、払戻しいたします。
- 2)払戻は、発行日またはご利用日より1ヶ月以内に限って、宿泊確認証等発行店にてご取扱いたします。
- 3)取消料は宿泊施設によって異なります。詳しくは係員にお尋ねください。

宿泊料金についてのご案内

- 当社では、宿泊料金を諸税の取扱いにより下記の区分で取扱っております。お買い求めの際、書面記載内容をご確認ください。
- (1)宿泊確認証等の金額欄に(税・サービス料等含)とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のほか、これらに対する消費税が含まれており、その内訳が記事欄で明示されています。その他の税(例:入湯税・東京都の宿泊税)がある場合は現地宿泊施設にてお支払いください。
 - (2)宿泊確認証等の金額欄に(諸税別・サービス料等含)とある場合、金額には基本宿泊料とサービス料のみが含まれています。諸税(消費税・入湯税等)は、現地宿泊施設にてお支払いください。

取扱箇所

株式会社スペースマネジメント
【東京都知事登録旅行業 3-8862 号】
総合旅行業務取扱管理者 長崎 伸
〒162-0824 東京都新宿区揚場町2-14 新陽ビル4F
旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う営業所での取引責任者です。
このご旅行の契約に関し担当者からの説明にご不明の点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問下さい。